松本城公園の活用許可基準

令和３年１０月
文化観光部　松本城管理課

1　趣旨

　松本城公園の活用の幅を広げることで、国宝松本城の新たな魅力を創出し、松本市全体のにぎわいと活性化につなげ、経済的な好循環を生み出すことを目的として、松本城公園の活用許可基準を明確化するものです。

2　活用範囲

松本城公園
（活用範囲：二の丸）

※赤線内は史跡指定

※本丸庭園は除く

3　松本城公園の活用許可基準①

⑴　本市が主催又は共催する事業及び主催・共催と同等に扱うべき事業であること。

ア　本市が主催又は共催する事業に使用するとき。

イ　本市の観光誘客に資するとして誘致したロケ・撮影に使用するとき。

ウ　学校行事、保育園・幼稚園行事に使用するとき。

エ　学術調査、募金活動等に使用するとき。

3　松本城公園の活用許可基準②

⑵　「事業の共催等に関する取扱要綱」に基づき、本市以外の団体が行う事業に対して市又は教育委員会が後援又は名義後援を許可した事業であること。

○第４条（抜粋）

⑴　主催者についての基準

ア　国又は本市以外の地方公共団体が主催するもの

イ　公益的法人又はこれに準ずる団体が主催するもの

ウ　その他の団体で、次号の基準に該当する事業を行うもの

⑵　事業内容についての基準

ア　事業の内容が、芸術、文化、教育、社会福祉等の振興・向上に資する事業であって、公益性を有し営利を目的としないものであること。

イ　政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。

ウ　事業の規模が、本市域又は本市を含む地域にわたるものであること。

エ　申請の目的が、明らかに施設使用料の減免のためであると認められないものであること。

3　松本城公園の活用許可基準③

⑶　次のいずれかの効果が得られる事業であること。

ア　松本城及び松本市のＰＲを図ることができ、誘客効果やシティプロモーション効果を得られるもの

イ　松本城及び松本市のイメージ向上を図ることができ、市民、観光客等の松本城への愛着を深めることができるもの

ウ　松本市が進める「３ガク都のシンカ」を図ることができ、ゼロカーボン、ＤＸ等の推進ができるもの

4　本丸庭園（有料区域）について

　有料区域である本丸庭園内は、観覧者に落ち着いた観覧環境を提供することを最優先して、特別な場合を除いて、極力イベント等は実施しないこととします。

○市の主催・共催事業
　（観覧環境を妨げず、本丸庭園の魅力向上に寄与するもの）

○市長が特に認めたもの

5　松本城公園の活用許可基準　－前提条件－

　文化財保護法、松本市都市公園条例、松本城管理条例に基づく次の３点を遵守すること。

【前提条件】

⑴　史跡松本城の史跡としての価値を損なわないこと

⑵　史跡松本城の遺構を傷つけないこと

⑶　観覧者等の観覧環境及び景観を損ねないこと

松本城公園活用のフローチャート（後援、その他事業）

参考

【都市公園条例に基づく行為許可申請】
都市公園内で以下の行為をしようとする者は市長の許可を受けなければならない。※松本城管理課へ申請してください。
1　物品販売を行うこと。
2　行商、募金その他これらに類する行為をすること。
3　業として写真又は映画を撮影すること。
4　演説、集会、競技会、展示会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
5　この他、市長が必要と認めること。

【松本市の施策の方向性に合致した事業であること】
事業の共催等に関する取扱要綱に基づき、松本市のいずれかの部局から後援･名義後援が許可されていますか。
1　事業内容が芸術、文化、教育、社会福祉等の進行･向上に資する事業で、公益性を有し営利目的でないこと。
2　政治活動、宗教活動でないこと。
3　事業規模が、一部の特定の人を対象とせず、本市域又は本市を含む地域を対象とする事業であること。
4　申請の目的が、明らかに使用料減免のためでないこと。

いいえ

【松本城公園の活用基準】※行為許可申請に加える松本城管理課の<u>判断基準</u>
次のいずれかの効果が得られる事業であるか。
ア　松本城及び松本市のＰＲを図ることができ、誘客効果やシティプロモーション効果を得られるもの
イ　松本城及び松本市のイメージ向上を図ることができ、市民、観光客等の松本城への愛着を深めることができるもの
ウ　松本市が進める「3ガク都のシンカ」を図ることができ、ゼロカーボン、DX等の推進ができるもの

はい

いいえ

お使いいただくことができません

はい

（前提条件、関係法令等を遵守した内容で運営ができるか）

【前提条件】
次の条件全てを守ることができる事業内容ですか。
1　史跡松本城の史跡としての価値を損なわないこと。
2　史跡松本城の遺構を傷つけないこと。
3　観覧者等の観覧環境及び景観を損ねないこと。

＋

【関係法令等の規定の遵守】
1　文化財保護法
2　松本市都市公園条例
3　松本城管理条例

いいえ

はい

使用を許可します（使用料減免）。

はい

使用を許可します（使用料徴収）。

関係条例（抜粋）

◆　松本市都市公園条例

（行為の制限）

第２１条　都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

⑴　物品販売を行うこと。

⑵　行商、募金その他これらに類する行為をすること。

⑶　業として写真又は映画を撮影すること。

⑷　演説、集会、競技会、展示会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

◆松本市都市公園条例

(行為の禁止)

第23条　都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは、第3項又は第21条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めたる場合については、この限りではない。

(1)　都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2)　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3)　土地の形質を変更し、又は土、石類を採集すること。

(4)　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5)　はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6)　立入禁止区域に立ち入ること。

(7)　指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。

(8)　たき火及び野営をすること。

(9)　禁煙区域内にて喫煙すること。

(10)　都市公園をその用途外に使用すること。

(11)　前各号に掲げるもののほか、他人に危険を及ぼすおそれのある行為若しくは著しく迷惑をかける行為又は都市公園の管理上支障のある行為をすること。

◆松本城管理条例

(行為の禁止)

第3条　松本城においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　落書等汚損又は損傷すること。

(2)　広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。

(3)　松本城管理事務所及び指定された場所以外で喫煙等火気を使用すること。

(4)　その他市長が不適当と認めたこと。